一宮町立一宮保育所の民営化に伴う運営に関する協定書

一宮町(以下「甲」という。) と社会福祉法人どろんこ会 (以下「乙」という。) は、一宮町立一宮保育所 (以下「当該保育所」という。) の民営化に伴い、その運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、当該保育所を保育所型認定こども園として円滑に運営するために必要な事項を定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、相互に信義を重んじ、この協定を誠実に履行しなければならない。

(協定の期間)

第3条 この協定の期間は、平成29年4月1日から平成59年3月31日までとする。ただし、期間終了後においても、甲乙協議のうえ、この協定を継続して結ぶよう努めるものとする。

(遵守事項)

第4条 乙は、当該保育所の運営に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(１)関係法令等の遵守

　・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）その他関係諸法令を遵守し、一宮町保育所民営化ガイドラインを含めた甲の指導・助言に従うこと。

(２)保育時間

　・12時間（時間外保育、延長保育含む）とすることを条件とし、保護者等から拡大の要望がある場合は、検討すること。

(３)定員及び受入年齢

・甲が指定した定員以上を確保すること。定員を決定･変更する際には甲と事前に協議すること。

・乳児（産休明け保育）から就学前児童まで受け入れること。

(４)職員配置

　・園長は社会福祉事業に従事した経験を10年以上有し、児童福祉に真摯に取り組み、管理職としての資質を兼ね備えた者とすること。

・クラス担任等の構成について、経験年数のある職員を一定数配置するよう努めること。

　・乳児を入園させる場合は、看護師等の配置に努め、乳幼児の健康管理をすること。

　・当該保育所に勤務していた職員（正規職員以外）で希望する者の積極的な雇用に努めること。

(５)保育・教育内容の継承

　・これまで培われてきた当該保育所での保育内容について、保護者の意見・要望等を取り入れながら継承し、変更するときは甲、乙及び保護者で構成する三者協議会で協議すること。

　・保護者に対し、保育内容の説明や保育の報告などを積極的に行い、意思の疎通を図ること。

(６)子育て支援事業

・乙は一時預かり事業他子育て支援事業に積極的に取り組むこと。

　・障害のある児童を受け入れられる環境を整えるよう努めること。

(７)行事

　・移管前の年間行事を継承することを原則とする。

　・その他の行事についての実施は、保護者に説明を行い、了承を得ること。

　・地域支援事業としてこども園の開放や、育児相談等を地域に向け行うこと。

(８)給食・保健・衛生

　・給食は、自園調理方式を採用し、季節感のあるものを適時、適温にて提供すること。

　・給食、保健、衛生に関する国、県、町の通知等を遵守すること。

　・様々なアレルギーへの対応を丁寧に行うこと。

　・給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。

　・園児に対しては、年２回の内科検診、歯科検診など甲の定める検診を必ず実施するものとし、嘱託医等との連携を十分図ること。

(９)費用の徴収

　・保護者会費、園外活動に係る実費、延長保育料、一時預かり事業等利用料その他甲が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。他に保育サービスの対価として必要と判断する場合は、三者協議会で協議のうえ、保護者の理解を得てから実施すること。

(10)職員研修

　・職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。

(11)保護者との連携、保護者（父母）会との連携、苦情解決等

　・保護者との懇談を必要に応じ開催し保護者の意向を適宜把握するとともに、保護者の要望については誠意をもって対応すること。

　　また、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。

(12)施設面

　・こども園周辺の安全対策を講じ、地域住民と連携すること。

　・遊具等は安全性の管理を徹底し、必要に応じて改善していくこと。

・地震や水害等を想定した防災計画を整備する際は、地域社会との連携を十分考慮したものとすること。

(13)地域交流

　・甲が主催する情報交換の場に積極的に関わり、交流を深めること。

　・町内の保育所（園）と連携、協力し甲の保育・教育の発展に努めること。

(14)第三者評価

　・社会福祉法第７８条に基づき、５年に一度を目安として千葉県が認証した評価機関による第三者評価を実施し、その結果をもとに保育サービスの維持・向上に努めること。

(15)その他

　・移管当初は上記の内容にて保育・教育を行うが、条件の変更が必要になった場合は三者協議会で話し合って変更できるものとする。

(損害賠償)

第5条 乙は、この協定に定める事項を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の変更)

第6条 この協定の内容を変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第7条 この協定の内容に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。